

電気需給約款 【低圧】

リコージャパン株式会社

目次

I 総 則	5
1. 適用	5
2. 電気需給約款の変更	5
3. 定義	5
4. 単位及び端数処理	8
5. 実施細目等	8
II 契約の申込み	8
6. 申込み	8
7. お客さまの遵守事項	9
8. 電気需給契約書の作成	9
9. 契約期間	9
10. 電気需給契約の単位	9
11. 供給の開始	9
12. 供給の単位	10
13. 承諾の限界	10
III 契約種別及び料金	10
14. 契約種別	10
15. 料金	10
16. 料金修正の個別協議	11
IV 料金の算定及び支払い	11
17. 料金の適用開始の時期	11
18. 料金の算定期間	11
19. 使用電力量の計量	11
20. 料金の算定	12

21.	料金の支払義務、支払期日及び支払方法.....	12
22.	保証金.....	13
V	使用及び供給.....	13
23.	適正契約の保持.....	13
24.	需要場所への立入りによる業務の実施.....	14
25.	電気の使用にともなうお客さまの協力.....	14
26.	供給の停止.....	14
27.	供給停止の解除.....	15
28.	供給停止期間中の料金.....	15
29.	違約金.....	15
30.	供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	15
31.	損害賠償の免責.....	16
32.	設備の賠償.....	17
VI	契約の変更及び終了.....	17
33.	電気需給契約の変更.....	17
34.	名義の変更.....	17
35.	中途解約.....	17
36.	解除及び期限の利益の喪失等.....	18
37.	供給開始後の電気需給契約の終了又は変更にとまなう料金及び工事費の精算.....	19
38.	電気需給契約終了後の債権債務関係.....	19
VII	工事及び工事費の負担金.....	19
39.	供給地点及び施設.....	19
40.	計量器等の取付け.....	20
41.	電流制限器等の取付け.....	20
42.	供給設備の工事費負担金.....	21

43.	供給開始に至らないで電気需給契約を終了又は変更される場合の費用の申受け.....	21
VII	保 安	21
44.	保安の責任	21
45.	調査に対するお客さまの協力.....	21
46.	保安等に対するお客さまの協力	21
VIII	そ の 他	22
47.	権利・義務の譲渡等の禁止	22
48.	準拠法.....	22
49.	管轄裁判所	22
50.	守秘義務	22
51.	反社会的勢力の排除	23
52.	消費税及び地方消費税の税率変更の際の措置	23
53.	本需給約款の実施期日	23
別表		24
1.	再生可能エネルギー発電促進賦課金	25
2.	使用電力量の協定	25
3.	日割計算の基本算式	26
4.	料金算定開始日	27

I 総 則

1. 適用

当社がお客さまに対して低圧で電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款【低圧】(以下「本需給約款」といいます。)によります。

2. 電気需給約款の変更

- (1) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、電力システム改革（容量市場・需給調整市場等）に伴い小売電気事業者である当社が容量拠出金・特別インバランス料金等特別な費用負担が発生した場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本需給約款の内容およびその効力発生時期を書面（お客さまからのご要望がある場合に限ります。）および当社所定のウェブサイト上に掲載する方法により周知することとします。当該周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本需給約款によります。なお、本需給約款の変更後も、本需給約款は当社所定のウェブサイトに掲載いたしますが、お客さまからご要望があった場合、当社は、お客さまに対し、本需給約款の内容を記載した書面を交付いたします。
- (2) (1)の場合において((3)に規定するときを除く)、電気事業法に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとします。ただし、お客さまからご要望があった場合、当社は、お客さまに対し、説明を要する事項を省略せず説明いたします。
- (3) (1)の場合において、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わないときは、電気事業法に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとします。ただし、お客さまからご要望があった場合、当社は、お客さまに対し、説明を要する事項を省略せず説明いたします。

3. 定義

次の言葉は、本需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。ただし、以下に定めのない言葉については、一般送配電事業者の定める約款等に準ずるものとします。

(1) 低圧

標準電圧100ボルト又は200ボルトをいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)を

いいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯及び小型機器以外の電気機器をいいいます。

(5) 契約主開閉器

契約上設定される遮断器であつて、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいいます。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいいます。

(9) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいいます。

(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいいます。

(11) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいいます。

(12) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間又は12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいいます。

(13) 一般送配電事業者

お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいいます。

(14) 託送供給等約款

一般送配電事業者が託送供給等を行うときの電気料金その他の供給条件を定めたものをいい
ます。

(15) 付帯サービス

当社もしくは当社が提携または委託する会社により、ご提供させていただく無償の各種サービスをいい、詳細については、当社のウェブサイトに掲載その他の方法によりご案内するものをいい
ます。なお、当社が提携または委託する会社によるサービス提供の場合の提供条件は、当社も
しくは当該提携または委託会社が定めるものとします。

(16) 夏季、その他季

夏季は、毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。その他季は、毎年10月1日から翌年
の6月30日までの期間をいいます。

(17) 需要場所

需要場所は、電気需給契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定まる、当社が電
気を供給するお客さまの需要地点で、一般送配電事業者が託送供給等約款に定めるところによ
るものといたします。

(18) 検針日

一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。

(19) 基本検針日(基準検針日)

お客さまの属する区域に応じて、一般送配電事業者が定める検針の基準となる固定の日をい
います。

(20) 計量日

一般送配電事業者が実際に計量を行った日または計量を行ったものとされる日をいいます。

(21) 電子ブレーカー

電子ブレーカーとは、熱伝導式ではなく、電流値をデジタル数値で感知する装置をいい、急激な
電流が流れても瞬時に電力を遮断せず、電流の強さと時間を監視し、規定時間以内であればブ
レーカーが落ちないようにする仕組みを持つ機器等を総称していいます。

(22) 容量市場・需給調整市場

国の電力システム改革に伴い新たに創設される市場です。詳細は経済産業省が公表している最
新情報を参照ください。

(23) 容量拠出金

容量市場にて、国全体で確保した必要な供給力への対価(容量確保契約金額)は、供給能力の
確保が求められている小売電気事業者と一般送配電事業者が費用負担することとなります。この
費用を容量拠出金と言います。詳細は電力広域的運営推進機構が公表している最新情報を参
照ください。

(24) MyRICOH

当社の会員専用 WEB サービスをいい、当社と電気需給契約を締結するお客様は、原則この会
員になって頂くこととします。

4. 単位及び端数処理

本需給約款において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力、最大需要電力の単位は1キロワット(1kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。
- (5) 低圧で供給する場合で、14(契約種別)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット(kW)以下となるときは、契約電力を0.5キロワット(kW)といたします。

5. 実施細目等

- (1) 本需給約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 本需給約款に定めのない事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6. 申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本需給約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 電気需給契約は、申込みを当社はお客様に対してその諾否を通知するものとし、当社が承諾した時点で契約が成立いたします。なお、電気需給申込書(低圧)の受領後、当社の5営業日以内に当社が諾否を通知しない場合、当社が電気需給申込書(低圧)を受領した時点をもって承諾したものとみなします。
- (3) 当社は、法令、市場環境、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況その他によってやむをえない場合、お客さまの電気需給契約の申込みの全部、または一部をお断りすることができます。

7. お客様の遵守事項

お客様に当社が電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客様には、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ一般送配電事業者の定める託送供給等約款等における需要者にかかわる事項及び系統連系技術要件を遵守していただきます。

8. 電気需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について需給契約書を作成いたします。

9. 契約期間

- (1) 電気需給契約の契約期間は、電気需給契約成立日から、電気の需給開始日以降 1 年が経過する日までといたします。なお、契約期間中に価格改定があった場合であっても契約期間は変更されません。
- (2) 原則として契約期間満了日の 15 営業日前に先立って、お客様または当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (3) 原則として契約期間満了日の 15 営業日前に先立って、お客様または当社から電気需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、電気需給契約は、期間満了により終了いたします。

10. 電気需給契約の単位

- (1) 当社は、電気の 1 需要場所について、原則 1 電気需給契約を締結します。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要の場合は、複数の電気需給契約を締結することができます。
- (2) 1 電気需給契約には、お客様が選択した 1 電気料金プランを適用するものとします。

11. 供給の開始

- (1) 当社は、お客様の電気需給契約の申込みを承諾したときには、原則として、供給準備その他必要な手続きを経た後に到来する最初の検針日を電気需給開始日として、電気を供給いたします。ただし、必要に応じてお客様と協議のうえ電気需給開始日を定める場合があります。
- (2) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた電気需給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客様に対し、その理由を

すみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに電気需給開始日を定めて電気を供給いたします。

12. 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1電気需給契約につき1供給電気方式1引込み及び1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線(2以上の電気需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線があります。)による引込みで電気を供給する場合。
- (2) その他技術上、経済上やむを得ない場合。

13. 承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況(既に消滅しているものを含む。他の電気需給契約の料金の支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には、電気需給契約の申込みの全部又は一部をお断りすることがあります。

Ⅲ 契約種別及び料金

14. 契約種別

契約種別に関する詳細事項は、電気料金プラン定義書にて定めます。

15. 料金

- (1) 料金は、基本料金、電力量料金および別表の1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電気料金はプラン定義書 別表の1(燃料費等調整)によって算出された燃料費等調整額を差し引き、もしくは燃料費等調整額を加えたものといたします。
- (2) 契約期間内にあっても、需要場所のある区域において一般電気事業者であった小売電気事業者ならびに一般送配電事業者が同社の電気需給約款に定める料金等を改定した場合、社会的・経済的に当社に影響を及ぼす事象(発電用燃料の高騰、卸電力取引所の価格高騰等)をいい、これらに限られません)が発生した場合、電力システム改革(容量市場・需給調整市場等)に伴い小売電気事業者である当社が容量拠出金・インバランス料金等特別な費用負担が発生した場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は当社所定の方法(MyRICOH、メール、等)により、事前にお客さまに料金等をお知らせしたうえで、当社の電気料金を改定できるものとします。また、当社が負担した容量拠出金については、お客さまの契約電

流・契約容量・契約電力、使用電力量のいずれかまたは両方に応じて負担をいただく場合があります。

16. 料金修正の個別協議

次の各号に掲げる事情変更が生じた場合には、電気需給契約に定められた料金ならびに供給条件を適当な水準に修正するため、当社はお客様に個別協議を申し入れるものとします。なお、協議不調と当社が判断するとき、または当該個別協議申し入れ日から2月が経過したとき、これをもって協議を終了し、当社およびお客様は電気需給契約終了の手続きを開始するものとします。ただし、協議終了から電気需給契約終了までに猶予期間がある場合、当社はその間の料金を15に基づき算出し、お客さまに請求します。

- (1)15.(2)の場合において、当社が協議を必要と判断した場合
- (2)お客さまの電気使用状況が電気需給契約成立時から乖離した場合
- (3)その他当社が必要と判断した場合

IV 料金の算定及び支払い

17. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合及びお客さまの責に帰すことのできない事由によって供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用いたします。

18. 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、別表4に定める基本検針日(基準検針日)に応じた料金算定開始日から翌月の料金算定終了日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始したときの料金の算定期間(以下「最初の料金算定期間」といいます。)は、供給開始日から次の料金算定終了日までの期間とし、電気需給契約が終了したときの料金の算定期間(以下「最終の料金算定期間」といいます。)は、料金算定開始日から終了日の前日(特別の事情があつて電気需給契約の終了日以降に計量値の確認を行った場合には、同日)までの期間といたします。
- (2) 料金は、電気需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

19. 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知(電気需給契約が終了した場合は、原則として終了日における一般送配電事業者からの当社への通知)があつた後、すみやかにお知らせいたします。

- (1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表2(使用電力量の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

20. 料金の算定

- (1) 料金は、最初の料金算定期間及び最終の料金算定期間を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- (2) 最初の料金算定期間及び最終の料金算定期間については、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金は、別表3(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表3(日割計算の基本算式)(1)ロにより算定いたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表3(日割計算の基本算式)(1)ハにより算定いたします。
 - ニ イ、ロまたはハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (3) (2)により日割計算をするときは、日割計算対象日数には電気需給開始日を含み、終了日を除きます。

21. 料金の支払義務、支払期日及び支払方法

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次によります。
 - イ 原則として検針日といたします。ただし、19(使用電力量の計量)(2)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。
 - ロ 電気需給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があつて電気需給契約の終了日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。
- (2) 当社は、前月の11日から当月の10日までに基本検針日(基準検針日)を迎えたお客さまに対して、お客さまから当社に支払われるべき月ごとの請求を、あらかじめ申請していただいた連絡先に当社所定の方法(MyRICOH、メール等)により、当月月末(以下、「請求日」といいます。))にお客さまにご提供いたします。なお、月末が日曜日または休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。
- (3) お客さまの料金は、請求日の翌月20日(以下、「支払期日」といいます。))にお客さまが指定する金融機関の該当口座から自動引き落としによりお支払いいただきます。なお、支払期日の最終日が日曜日または休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。
- (4) 料金については、(3)に定めた期日に引き落としがなされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。なお、自動引き落としによる振込手数料は当社が負担いたします。

- (5) お客さまが指定する金融機関の該当口座より自動引き落としがなされなかった場合には、以下の対応となります。
 - イ 当社が指定する日までに、当社の指定する金融機関を通じてお振込みいただきます。なお、この場合、お振込手数料はお客さまのご負担となります。
 - ロ 当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息をいただきます。
- (6) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定して得た金額といたします。なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。
- (7) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
- (8) 当社は、支払額に過誤があることが判明した場合、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。
- (9) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

22. 保 証 金

- (1) 当社は、原則として供給の開始もしくは供給の停止後の再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。また、お客さまの支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、追加で保証金を預けていただくことがあります。予測月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (2) 当社は、電気需給契約が終了した場合または支払期限を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (3) 電気需給契約が終了したときは、当社はすみやかにお客さまに保証金(保証金をお客さまの支払額に充当したときはその残額)をお返しいたします。
- (4) 当社は、保証金について利息を付しません。

V 使用及び供給

23. 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものにさせていただきます。

24. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社及び一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 供給地点の計量器等供給場所内の電気工作物の設計、施工、改修又は検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査又は電気の使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 26(供給の停止)、36(解除及び期限の利益の喪失等)により必要な処置
- (5) その他本需給約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務又は当社及び一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

25. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、又は当社、一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置又は保護装置を供給場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、又は専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波又は高調波を発生する場合

ホ その他上記イ、ロ、ハ又はニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。

26. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者は、託送供給等約款に基づき、電気の供給の停止を行うことがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物、電気機器その他の設備を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者または当社に重大な損害を与えた場合

ハ お客さまが電気需給契約終了後においても電気を使用した場合(その理由の如何は問いま

せん)

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、一般送配電事業者は、電気の供給の停止を行うことがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物、電気機器その他の設備の改変等によって不正に電気を使用した場合

ハ 24(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ニ 25(電気の使用にともなうお客さまの協力)によって必要となる措置を講じられない場合

ホ 当社がお客さまに 23(適正契約の保持)に定める適正契約への変更及び適正な使用状態への改善を求めた場合で、その修正に応じていただけない場合

ヘ その他お客さまが本需給約款に反した場合。

27. 供給停止の解除

26((供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

28. 供給停止期間中の料金

26((供給の停止)によって電気の供給を停止した場合でも、その停止期間を含め、料金算定期間を「1月」として算定した料金を申し受けます。

29. 違約金

(1) お客さまが26(供給の停止)(1)ハに該当した場合には、当社は、お客さまが支払うべき金額の3倍に相当する金額を、違約金としていただきます。お客さまが26(供給の停止)(2)ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としていただきます。

(2) (1)の免れた金額は、本需給約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

(3) 正に使用した期間を確認できないときは、一般送配電事業者が決定した期間といたします。

30. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。なお、この場合にも、当社は、原則として、電気の供給の中止期間または電気の使用の制限・中止期間中の料金の減額は行いません。

イ 一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備に故障、損傷、修繕、亡

- 失、その他電気の需給上やむを得ない事態が生じ、または生ずるおそれがある場合
 - ロ 一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ 非常変災(天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力、その他)の場合
 - ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によって、お客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

31. 損害賠償の免責

- (1) あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合、当社の責めに帰すべき事由によらないときは、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 30(供給の中止又は使用の制限もしくは中止)(1)によって当社による電気の供給が中止され、またはお客さまの電気の使用が制限された場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 26(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合、又は36(解除及び期限の利益の喪失等)によって電気需給契約を解除した場合もしくは電気需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社及びお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。
- (6) 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。
- (7) 当社は、電気需給契約の申込みに関する、お客様の責に起因して生じた損害について責任を負いません。
- (8) 当社は、以下の付帯サービスの利用によりお客さまに発生した以下の損害、または同付帯サービスを利用できなかったことによりお客さまに発生した以下の損害について、賠償責任を負いません。

イ) 電力専用ポータルサイト

お客さまのデマンド値増加に伴う電気料金の増加相当額及びお客さまの使用電力量増加に伴う電気料金の増加相当額

ロ) 請求書ダウンロードサービス

電気料金の支払いが遅延した場合の延滞利息額

32. 設備の賠償

お客さまが故意又は過失によって、その供給場所内の当社又は一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理が可能である場合
修理費
- (2) 亡失又は修理が不可能の場合
帳簿価格と取替工費の合計額

VI 契約の変更及び終了

33. 電気需給契約の変更

- (1) お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) お客さまが契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等の変更をされる場合は、原則として、当社が申込みを承諾して供給準備その他必要な手続きを経た後に最初に到来する料金算定開始日から変更内容を適用いたします。
- (3) お客さまが電子ブレーカーの利用を理由として電気需給契約の契約電力変更をご希望される場合、託送契約の決定方式を「主開閉器契約」とすることに同意していただきます。また、一般送配電事業者または当社が、電子ブレーカーの利用に関する条件を定める場合には、お客さまは、それを遵守するものとします。

34. 名義の変更

- (1) 新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、原則として当社所定の様式によって届出をしていただきます。
- (2) 当社に登録されているお客さまの名義が、一般送配電事業者に登録されている名義と異なる場合、当社は、当該一般送配電事業者に対し、登録名義の変更を依頼することがあります。

35. 中途解約

- (1) お客さまが、電気需給契約期間中に、電気需給契約の解約を希望される場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当該解約期日の15営業日前までに当社に書面による解約意思を通知していただきます。当社は、当該解約期日に電気の供給を終了させるための必要な処置を

行います。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者へ需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知とみなすものとします。

- (2) 電気需給契約は、次の場合を除き、お客さまから当社に書面による解約意思を通知した解約期日または電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた解約期日をもって終了いたします。

イ 当社がお客さまから解約通知をお客さまの指定した解約期日の翌日以降に受領した場合は、当社との協議の上、解約期日を決定するものといたします。

ロ 当社の責に帰すことのできない事由(非常変災等の場合を除きます。)により電気の供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気需給契約は電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

- (3) 当社の電気供給事業の環境変化(電気需給契約に適用される法令や制度等の変更、発電用燃料の高騰、卸電力取引所の価格高騰、地政学リスク等をいい、これらに限られません)により、当社として事業継続が困難と判断した場合は、当社は、お客さまに解約予定日の3か月前までに通知を行った上で、電気需給契約を解約することができるものとします。

36. 解除及び期限の利益の喪失等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、お客さまに解除予定日の通知を行った上で、電気需給契約を解除することができるものとします。

イ お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが本需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(保証金、契約超過金、違約金、その他本需給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、お客さまに何ら催告等の手続を要せず、電気需給契約を解除することができます。

イ お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合。

ロ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算及びこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合

ハ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

ニ お客さまが 35(中途解約)(1)による通知をされないで、需要場所から移転された場合

ホ お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合

(イ)お客さまが電子ブレーカーを利用される際に、33(電気需給契約の変更)(3)に基づき、託送契約の決定方式を「主開閉器契約」とすることに同意していただけない場合

- (ロ)お客さまが電子ブレーカーを利用される際に、33(電気需給契約の変更(3))に基づく一般送配電事業者もしくは当社が定める電子ブレーカーの利用に関する条件を遵守しない場合
- (ハ)お客さまの電子ブレーカー等の利用より使用状況や負荷率が契約時から乖離した場合
- (3)当社が、(1)または(2)に基づき、お客さまとの電気需給契約を解除した場合、お客さまは、当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとします。

37. 供給開始後の電気需給契約の終了又は変更にとみなう料金及び工事費の精算

- (1)お客さまが以下のいずれかに該当し、かつ、当社が一般送配電事業者からお客さまにかかる料金および工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまはその費用を負担していただきます。なお、当該費用は、託送約款の定めに従い一般送配電事業者が計算するものとし、原則として工事着手前にお支払いいただきます。
 - イ お客さまが新たに電気の使用を開始または電気料金プランを変更する場合
 - ロ お客さまが新たに電気の使用を開始または電気料金プランを変更するために、新たに特別の供給設備を施設する場合
 - ハ 新たな電気の使用または契約電力等の増加にとみなわれないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合
 - ニ お客さまが、契約容量を新たに設定し、または増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または 契約容量を減少しようとする場合
 - ホ その他お客さまの都合にもとづく場合
- (2)お客さまが希望する場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に工事費等に関する契約書を作成します。
- (3)工事完成後、工事着手前にお支払いいただいた工事費負担金と、実際の工事費負担金に差異があり、一般送配電事業者から精算を求められた場合には、お客さまにお支払いいただきます。

38. 電気需給契約終了後の債権債務関係

電気需給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅いたしません。

Ⅶ 工事及び工事費の負担金

39. 供給地点及び施設

- (1) 電気の需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいいます。)は、原則として需要場所内の地点とし、送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。なお、お客さまと送配電事業者との協議により別途定めた場合には、この限りではありません。

- (2) 需給地点に至るまでの供給設備は、送配電事業者の所有とし、お客さまが工事費負担金等送配電事業者を支払っていただく金額を除き、送配電事業者の負担で施設します。
- (3) 付帯設備(お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものとします。

40. 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器(電力量計等をいいます。)、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。)及び区分装置(時間を区分する装置等をいいます。)は、契約電力等に応じて一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社及び一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、又はお客さまの希望により特に長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

- (2) 計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付け及び取外し工事が容易な場所(原則として屋外といたします。)とし、関係者の協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置及び区分装置を建物内に取り付けたときには、関係者の協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。
- (3) 計量器、その付属装置及び区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社及び一般送配電事業者が無償で利用できるものといたします。
- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社及び一般送配電事業者が無償で利用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

41. 電流制限器等の取付け

- (1) 電気の供給場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。

- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

42. 供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、又は契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、又はお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が一般送配電事業者の託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金を支払っていただきます。

43. 供給開始に至らないで電気需給契約を終了又は変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部又は全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで電気需給契約を終了又は変更される場合は、一般送配電事業者から請求された費用をお客さまに支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を支払っていただきます。

Ⅷ 保 安

44. 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負います。

45. 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または 経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 一般送配電事業者は、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査するにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾を得て電気工作物の配線図を提示していただきます。

46. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社及び一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたしま

す。

イ お客さまが、引込線、計量器等その供給場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更又は修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社、又は一般送配電事業者はお客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

Ⅸ そ の 他

47. 権利・義務の譲渡等の禁止

お客さまは、書面による当社の承諾を得た場合を除き、電気需給契約に関する契約上の地位または権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

48. 準拠法

本需給約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとします。

49. 管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

50. 守秘義務

お客さま及び当社は、電気需給契約(電気需給契約に付随された附則または覚書がある場合、それを含む)の存在及び内容に関しては、内容に関連する書類の一切を含めてこれらの情報を、電気需給契約の締結にかかわる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものとします。ただし、電気需給契約の履行に関連して一般送配電事業者が開示が必要な情報、及び法令上の根拠または公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合における開示情報は、守秘義務規定から除外するものとします。

51. 反社会的勢力の排除

(1) お客さま及び当社は、相手方に対して、自ら暴力団、暴力団員、暴力団構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準じる反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」という)ではなく、また反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。お客さま及び当社は、相手方が前項に違反し、または相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何ら催告することなしに電気需給契約を解除することができるものとします。

イ 相手方または相手方の関係者が反社会的勢力等であると認められるとき。

ロ 相手方が、反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等であると認められるとき。

(2) お客さままたは当社が前項に基づき電気需給契約を解除した場合、解除により被った損害の賠償を相手方に対して請求できるものとします。

52. 消費税及び地方消費税の税率変更の際の措置

電気需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税及び地方消費税の税率が改定された場合、電気需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとします。

53. 本需給約款の実施期日

本需給約款は2024年4月2日より実施するものとします。

別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロお客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に同項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合、次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{量取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(3) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取付けは、40(計量器等の取付け)に準ずるものといたします。

(4) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を 対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

3. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

日割計算対象日数を計量期間の日数で除した計算結果が1を上回る場合は、1に置き換えるものといたします。

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

20(料金の算定)(1)イの場合、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

20(料金の算定)(1)イの場合、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の(1)イにいう計量期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合、開始日の属する月の暦日数といたします。

ロ 需給契約が終了した場合、終了日の直前の料金算定開始日の属する月の暦日数といたします。

4. 料金算定開始日

料金算定開始日は、お客さまの属する区域に応じて一般送配電事業者が定める基本検針日(基準検針日)を元に当社が定める日をいいます。

一般送配電事業者別の一覧表は次頁以降を参照

北海道電力ネットワーク管内

基本検針日 (基準検針日)	料金算定開始日	料金算定終了日
1	1	31
2	1	31
3	1	31
4	1	31
5	1	31
6	2	1
7	3	2
8	4	3
9	5	4
10	6	5
11	7	6
12	8	7
13	9	8
14	10	9
15	11	10
16	12	11
17	13	12
18	14	13
19	15	14
20	16	15
21	17	16
22	18	17
23	19	18
24	20	19
25	21	20
26	22	21

東北電力ネットワーク管内

基本検針日 (基準検針日)	料金算定開始日	料金算定終了日
1	1	31
2	2	1
3	3	2
4	4	3
5	5	4
6	6	5
7	7	6
8	8	7
9	9	8
10	10	9
11	11	10
12	12	11
13	13	12
14	14	13
15	15	14
16	16	15
17	17	16
18	18	17
19	19	18
20	20	19
21	21	20
22	22	21
23	23	22
24	24	23
25	25	24
26	26	25

東京電力パワーグリッド管内

基本検針日 (基準検針日)	料金算定開始日	料金算定終了日
1	1	31
2	2	1
3	2	1
4	3	2
5	4	3
6	5	4
7	6	5
8	6	5
9	8	7
10	9	8
11	10	9
12	11	10
13	12	11
14	13	12
15	13	12
16	15	14
17	16	15
18	17	16
19	18	17
20	19	18
21	20	19
22	20	19
23	22	21
24	23	22
25	24	23
26	25	24

中部電力パワーグリッド管内

基本検針日 (基準検針日)	料金算定開始日	料金算定終了日
1	1	31
2	2	1
3	3	2
4	4	3
5	5	4
6	6	5
7	7	6
8	8	7
9	9	8
10	10	9
11	11	10
12	12	11
13	13	12
14	14	13
15	15	14
16	16	15
17	17	16
18	18	17
19	19	18
20	20	19
21	21	20
22	22	21
23	23	22
24	24	23
25	25	24
26	26	25

北陸電力送配電管内

基本検針日 (基準検針日)	料金算定開始日	料金算定終了日
1	1	31
2	2	1
3	3	2
4	4	3
5	5	4
6	6	5
7	7	6
8	8	7
9	9	8
10	10	9
11	11	10
12	12	11
13	13	12
14	14	13
15	15	14
16	16	15
17	17	16
18	18	17
19	19	18
20	20	19
21	21	20
22	22	21
23	23	22
24	24	23
25	25	24
26	26	25

関西電力送配電管内

基本検針日 (基準検針日)	料金算定開始日	料金算定終了日
1	1	31
2	2	1
3	3	2
4	4	3
5	5	4
6	6	5
7	7	6
8	8	7
9	9	8
10	10	9
11	11	10
12	12	11
13	13	12
14	14	13
15	15	14
16	16	15
17	17	16
18	18	17
19	19	18
20	20	19
21	21	20
22	22	21
23	23	22
24	24	23
25	25	24
26	26	25

中国電力ネットワーク管内

基本検針日 (基準検針日)	料金算定開始日	料金算定終了日
1	1	31
2	2	1
3	3	2
4	4	3
5	5	4
6	6	5
7	7	6
8	8	7
9	9	8
10	10	9
11	11	10
12	12	11
13	13	12
14	14	13
15	15	14
16	16	15
17	17	16
18	18	17
19	19	18
20	20	19
21	21	20
22	22	21
23	23	22
24	24	23
25	25	24
26	26	25

四国電力送配電管内

基本検針日 (基準検針日)	料金算定開始日	料金算定終了日
1	1	31
2	1	31
3	1	31
4	1	31
5	1	31
6	2	1
7	3	2
8	4	3
9	5	4
10	6	5
11	7	6
12	8	7
13	9	8
14	10	9
15	11	10
16	12	11
17	13	12
18	14	13
19	15	14
20	16	15
21	17	16
22	18	17
23	19	18
24	20	19
25	21	20
26	22	21
27	23	22
28	24	23
29	25	24
30	26	25

九州電力送配電管内

基本検針日 (基準検針日)	料金算定開始日	料金算定終了日
1	1	31
2	1	31
3	1	31
4	1	31
5	1	31
6	2	1
7	3	2
8	4	3
9	5	4
10	6	5
11	7	6
12	8	7
13	9	8
14	10	9
15	11	10
16	12	11
17	13	12
18	14	13
19	15	14
20	16	15
21	17	16
22	18	17
23	19	18
24	20	19
25	21	20
26	22	21
27	23	22
28	24	23
29	25	24